

平成 30 年度 静岡県ヘルスケアビジネスモデル構築・実証等事業

質問に対する回答

(平成 30 年 8 月 16 日現在)

	質 問	回 答
1	<p>委託事業に直接従事する者（一定の資格を有する専門家、業務内容：利用者に対する健康指導等）が、委託事業を実施する法人の職員ではなく、協力団体から派遣を依頼する場合、次のいずれかにより「人件費」を計上できるか。</p> <p>① 協力団体の職員のまま派遣時間をタイムカード等で明確にして計上</p> <p>② 委託事業実施法人と当該専門家がパートタイム契約を結び、従事時間をタイムカードで明確にして計上</p>	<p>委託事業に計上できる「人件費」は、受託事業者が雇用する職員等が委託事業に直接従事する場合に、その者が委託事業に従事した業務量に応じて実際に支払われた賃金額を対象としている。</p> <p>質問のケースについては、以下の取扱いが可能と考えられる。</p> <p>① 協力団体と受託事業者との間で、協力団体に所属する専門家が委託事業の利用者に対し健康指導等を行うことを内容とする業務委託契約を結び、当該委託契約に基づく経費を「謝金（講師等謝金）」または「外注費」として計上可能</p> <p>② 受託事業者と当該専門家とのパートタイム契約に基づき、業務内容及び従事時間を業務日誌やタイムカード等で明確にすれば「人件費」を計上可能。なお、協力団体と当該専門家との雇用関係も継続することから、雇用契約締結に当たっては労働関係法令に抵触しないようにすること。</p>
2	<p>審査時に加点される「医療・介護に係る専門家等の参画・連携」の対象となる「専門家」の想定はどのようなものか。「健康運動指導士」は対象になるか。</p>	<p>主には、医師、歯科医師、保健師、看護師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、介護福祉士等の医療・介護に関わる国家資格を有する者が、委託事業の実施に当たり、専門分野の知識やノウハウに基づく助言や監修等の事業参画・連携を行うケースを想定している。</p> <p>なお、公的資格・民間資格取得者でも、国家資格に準ずる知識・技能を有し、当該知識・技能が委託事業に有効に活用されると認められる場合、一定程度の加点はあり得る。</p> <p>「健康運動指導士」は、保健医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び実践指導計画の調整等を担う者とされており、委託事業の中で担う役割等によっては、一定程度、加点の可能性があり得るものの一つと考えられる。</p>